納期の特例

特別徴収の納期は毎月10日の12回払いですが、一定の条件を満たせば、1年に2回の納期にまとめることができる特例が認められています。(地方税第321条の5の2)申請書を提出した後、その申請が承認された場合は承認通知書を、却下された場合は却下通知書を送付します。申請が承認された場合は、翌年度以降も特例が継続されます。(毎年提出する必要はありません。)

●納期の特例が適用された場合●

- ・6月~11月に従業員から徴収・・・11月分納入書で12月10日までに納入
- ・12月~5月に従業員から徴収・・・5月分納入書で6月10日までに納入
- ※納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。
- ※従業員からの個人住民税の給与天引きは通常通り毎月行います。
- ※特別徴収税額通知書に記載されている金額を合算して、納入書にご記入ください。

≪年度途中に納期の特例を申請する場合≫

個人住民税の特別徴収は毎年 5 月に税額通知書・納入書を送付し、6 月支給分の給与から 天引きを開始します。天引きが開始されてから納期の特例を申請した場合、納期の特例は その承認を受けた月からとなります。

(例) 9月に申請し、承認を受けた場合

6~8 月に徴収した個人住民税・・・それぞれ翌月 10 日までに納入 9~11 月に徴収した個人住民税・・・11 月分納入書で 12 月 10 日までに納入 12~5 月に従業員から徴収・・・5 月分納入書で 6 月 10 日までに納入

●納期の特例を受けるための条件●

以下の条件をすべて満たす場合において、納期の特例を受けることができます。

- ・給与の支払いを受ける者が常時10人未満(※)である
- ・福井市税において滞納がない
- ・納期の特例の取り消しを受けて1年以上が経過している

※常時10人未満かどうかは雇用形態に関わらず、通常期の業務運営にあたっている人数で 判断します。

●納期の特例を受けるための条件を満たさなくなった場合

納期の特例の承認を受けた事業所で、従業員の数が 10 人以上となるなど要件を満たさなくなった場合、「納期の特例の解除申請書」を速やかに提出してください。

●税額通知の見方と納入方法について●

納期の特例の承認を受けている場合、毎年5月に福井市から発送する「特別徴収税額決 定通知書」に、「納期特例適用あり」と記載されております。



